
第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 日)

令和元年 12 月 19 日 (木曜日)

議 事 日 程

令和元年 12 月 19 日 午前 9 時 30 分開議

- 日程第 1 議案第 108 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 109 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 110 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 111 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 112 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 113 号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 114 号 大山町光徳地区多目的研修施設条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第 115 号 工事請負変更契約の締結について (大山町特定環境保全公共下水道大山浄化センターの建設工事委託 (その 2) に関する協定)
- 日程第 9 議案第 116 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について
- 日程第 10 議案第 118 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山中の原スキー場)
- 日程第 11 議案第 119 号 令和元年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 12 議案第 120 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 121 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14 議案第 122 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 15 議案第 123 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 16 議案第 124 号 令和元年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議案第 125 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 126 号 大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 19 議案第 127 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 128 号 令和元年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 21 議案第 129 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 130 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 陳情第 7 号 謝罪に関する陳情書
- 日程第 24 決議案第 3 号 地籍調査事業の早期完了を求める決議の提出について
- 日程第 25 議員派遣について
- 日程第 26 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 27 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 28 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 29 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 30 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 108 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 109 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 110 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 111 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 112 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 113 号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 114 号 大山町光徳地区多目的研修施設条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第 115 号 工事請負変更契約の締結について（大山町特定環境保全公共下水道大山浄化センターの建設工事委託（その 2）に関する協定）
- 日程第 9 議案第 116 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について
- 日程第 10 議案第 118 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山中の原スキー場）
- 日程第 11 議案第 119 号 令和元年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 12 議案第 120 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 13 議案第 121 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 122 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 123 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 124 号 令和元年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 125 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 126 号 大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 127 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 128 号 令和元年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 21 議案第 129 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 130 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 陳情第 7 号 謝罪に関する陳情書
- 日程第 24 決議案第 3 号 地籍調査事業の早期完了を求める決議の提出について
- 日程第 25 議員派遣について
- 日程第 26 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 27 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 28 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 29 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 30 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

追加日程

令和元年第 9 回大山町議会定例会追加議事日程（第 4 号の追加 1）

令和元年 12 月 19 日 時 分開議

追加日程第 1 決議案第 4 号 竹口町長に対する問責決議の提出について

出席議員（16 名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 森 本 貴 之 | 2 番 | 池 田 幸 恵 |
| 3 番 | 門 脇 輝 明 | 4 番 | 加 藤 紀 之 |
| 5 番 | 大 原 広 巳 | 6 番 | 大 杖 正 彦 |

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 7番 | 米本隆記 | 8番 | 大森正治 |
| 9番 | 野口昌作 | 10番 | 近藤大介 |
| 11番 | 西尾寿博 | 12番 | 吉原美智恵 |
| 13番 | 岡田聰 | 14番 | 野口俊明 |
| 15番 | 西山富三郎 | 16番 | 杉谷洋一 |

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持田隆昌 書記 …………… 生田貴史

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------------------|----------------------|
| 町長 …………… 竹口大紀 | 教育長 …………… 鷺見寛幸 |
| 副町長 …………… 小谷章 | 教育次長 …………… 佐藤康隆 |
| 総務課長 …………… 山岡浩義 | 幼児・学校教育課長 …………… 森田典子 |
| 財務課長 …………… 金田茂之 | 社会教育課長 …………… 西尾秀道 |
| 税務課長 …………… 二宮寿博 | 企画課長 …………… 池山大司 |
| 住民生活課長 …………… 永見明 | 観光課長 …………… 徳永貴 |
| 建設課長 …………… 大前満 | 水道課長 …………… 竹村秀明 |
| 農林水産課長 …………… 井上龍 | 福祉介護課長 …………… 進野美穂子 |
| 農業委員会局長 …………… 大黒辰信 | こども課長 …………… 田中真弓 |
| 健康対策課長 …………… 末次四郎 | 会計管理者 …………… 門脇恵美子 |
| 地籍調査課長 …………… 野間光 | 代表監査委員 …………… 石黒澄男 |

午前9時30分開会

開議宣告

○議長(杉谷洋一君) おはようございます。

町民の皆様にお知らせ致します。11月に開催しました議員と語る会におきまして、町民の皆様から多数のご意見・ご要望をいただきました。

議会で取りまとめたものを町長に手渡しました。町長の回答は、次回発行の議会だよりに掲載する予定でありますので、ご覧いただきますようにお知らせします。

12月定例会もいよいよ今日が最終日となりました。本日は、議案の質疑・討論・採

決を行ないます。

ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 議案第 108 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 1、議案第 108 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 108 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は 起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 108 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 109 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 2、議案第 109 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案 第 109 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 109 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 110 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 3、議案第 110 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（6 番 大杖 正彦君） 議長、6 番。

○議長（杉谷 洋一君） 6 番 大杖議員。

○議員（6 番 大杖 正彦君） 放課後児童クラブ条例の一部改正する条例ですが、これは子育てに忙しい保護者の便を図って学校の授業時間外に、放課後に児童を預かるということで定められた制度でございますが、この内容を見ますと値上げされています。町長の施政方針ですと、子育て支援の充実をはかるという看板政策を打ち出していますが、逆行すると思われそうですが、町長の意見、これについては説明を受けたところ、諸経費の事とそれから、近隣の市町村の使用料の釣り合いを図るといふうに聞きましたが、いずれにしても、大山町独自の子育て支援の厚さを誇るべきだと思いますのでその辺の考えを町長に伺います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。提案理由の説明でもさせていただきましたとおり、周辺の市町村の状況を鑑みて改正するものです。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（1 番 森本 貴之君） 議長、1 番。

○町長（竹口 大紀君） 1 番 森本議員。

○議員（1 番 森本 貴之君） このたびの条例改正の内容についてですね、緊急的かつ一時的に児童の保護が困難となる場合は、一時利用することができるという今の背景と実情にあわせたところで検討されたのかなというふうに思うところもあるわけですが、私も増額に至るところについてちょっと質問があるんですけど、改正前の金額ですと月額 3,000 円のところが、改定案としての月額 4,000 円になる、それから長期休業中も引き上げられるというところがございますけれども、この増額にいたる背景をちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど町長答弁でありましたように、増額は近隣市町村の様子を見てその基準に合わせる、その一点ということに理解してよろしいでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

- 町長（竹口 大紀君） その他にも理由はありますので担当からお答えさせていただきます。
- こども課長（田中 真弓君） 議長、こども課長。
- 町長（竹口 大紀君） 田中こども課長。
- こども課長（田中 真弓君） 放課後児童クラブの近隣の市町村以外のところでの増額の理由というところですけども、今年度から開設時間の延長もしておりますし、補助員の増員というところでサービスの充実も図っているところです。
- 議員（1番 森本 貴之君） 議長。
- 町長（竹口 大紀君） 森本議員。
- 議員（1番 森本 貴之君） 開設時間の延長、それから補助員の増員というところの背景とですね、この増額の金額ですね、どのように整合性をはかるのかちょっと理解できないんですけれどもご説明を願います。
- こども課長（田中 真弓君） 議長、こども課長。
- 町長（竹口 大紀君） 田中こども課長。
- こども課長（田中 真弓君） サービスの充実と値上げというところで、サービス全体の費用を利用者負担で行うという考えではありませんけれども、あくまでも子育て支援のいくらかの利用者の負担の軽減も図りながら、ある程度の費用の、保護者の利用者の増というところも合わせて考えたものであります。
- 議員（1番 森本 貴之君） 議長。
- 町長（竹口 大紀君） 森本議員。
- 議員（1番 森本 貴之君） 先ほど大杖議員の言葉にもありましたとおり、本町はですね、他町よりも子育て施策、手厚くというところで正に移住定住、社会増にもつながったという背景があるなかです、その中でサービスの増というところで図っていくというところは大変いいことかなと思うんですけれども、保護者利用の負担の増をですね、ある程度とかということでも求めていくということで、この金額の妥当性が非常に見えづらいんですけれども、再度そのへんについてこれで適正だという根拠を示していただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） お答えします。子育て支援策として、ある程度、移住定住社会増等を見込みながら、政策をしているわけでありましてけれども、例えば保育園、あるいは小・中学校のように選択制ではなくて、ほぼ全数とその恩恵を受けられる、そういう状況にあるものに関しては、ある程度子育て世代のなかでの公平感というのは保てるというふうに考えておりますが、選択的に利用する子育て支援策、この放課後児童クラブ

もそうです。例えば、保育料も無償化していますけれども、一時保育、あるいは延長保育、これは別料金をいただいております。こういう選択の幅、子育て支援のサービスの部分で、必要な人、必要でない人、それが選択的に分かれるものに関しては、一部自己負担をいただく。で、それが周辺市町村の平均に比べて大山町ではずっと料金改定がおこなわれていなかった現状がありますので、その平均値と同額ではないですけれども、平均値に向けて少し改定させていただくというものでございます。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 先ほどの森本議員の質問に関連するものですが、町長はさっき選択的に利用するものについては、一部自己負担をしていただく。その均衡、周辺との均衡を保つために上げるんだということでした。

本町は、さっきも質問があったように移住定住子育て支援施策の政策の一環として、これまでも児童クラブ使用料を周辺の他市町村より低く抑えてきたと理解しておりますけれども、この理解に間違いはないでしょうか。

次、この移住定住・子育て支援政策の効果で合併後初めて社会的要員による人口増減がプラスになったことに加えて、国の保育料、無償化の政策により子育て支援の財源に若干の余裕が出たと思う。今値上げをするということは、移住定住・子育て支援政策から児童クラブ使用料の提言策をはずしても、別に問題はないというお考えなのでしょうか。

3つ目、値上げをする部分としない部分がある。この違いがあるのは何故でしょうか。

4つ目、値上げした部分の値上げ幅、森本議員も先ほど言われましたけれども、それぞれ1,000円となっております。値上げを1,000円とした具体的な根拠をお示しいただきたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。この料金を据え置いてきたのは、ただ単に料金改定がなされなかったということで、周辺市町村と比べて低く安くしていこうということではありません。

それから移住定住策、あるいは人口増加策として、子育て支援策はやっておりますけれども、この料金改定によってそこに影響が出るということは考えておりません。

料金の改定の根拠ですけども、料金の金額の設定というのは、いろいろ考え方があります。どの程度の負担感であれば影響なく利用していただけるか、当然安ければ安いほうがいいわけではありますけれども、応分の自己負担を求めるという考え方によって、

その1,000円だとか、いうところの単価の金額の根拠というところは、非常に難しいところではありますけれども、周辺の平均よりは高くないように加味をして設定した金額であります。

〔「質問一つ、答えていただいておりますけれども。値上げをする部分と値上げをしない部分があるのはなぜか」と呼ぶ者あり〕

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） その部分に関しても先ほどの答弁に含んでおりますけれども、周辺の状況を加味して、平均と比較して考えたものでございます。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 先ほど、放課後児童クラブの料金が低額であったのは、ただ単に改定をしてこなかったということになるというふうに町長はお答えになりましたけれども、適正な料金をきちんと取るということは行政の基本じゃないんでしょうかね、要するにこれまでそういった見直しをしなかった怠慢であるのじゃないですか。ちゃんともらえるところから、もらわなきゃいけないというふうに思います。そういうことになって今、気が付いたからやりましたということでは、いかがなものかなと思いますけど、町長、いかがですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。先ほど担当課長からも答えさせていただきましたが、このたびサービスを拡充して利用時間の延長をするだとか、様々なサービスの拡充もしていますし、補助員の増員を図ってより良い環境を作ろうということでしております。それに伴って料金を改定するものです。何も無いのに料金を次々改定するというのも確かに考えかもしれませんけれども、やはり応分の負担を求めるといって何かしら経費の増加、サービスの拡充に伴ってそういった自己負担を見直すというのが一般的ではないかというふうに考えております。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 第5条です。第5条読んでみると、どういうことなのかなとちょっと分かりづらいです。ちょっと読んでみまじょうか。

「保護者が別に定める理由により緊急かつ一時的に児童の保護が困難となる場合は、児童クラブを一時利用することができるものとする。」この保護者っていうのはどこに

かかっているんですか。「別に定める」にかかっているのでしょうか。ちょっと文章がよく分からなくてどのように解釈したらいいのかお尋ねします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○こども課長（田中 真弓君） 議長、こども課長。

○町長（竹口 大紀君） 田中こども課長。

○こども課長（田中 真弓君） 一時利用することができるというところに係るものと考えております。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） ということは、別に定める理由により、保護者がというような意味で書かれているものと理解してよろしいですね。それと、別に定める理由、別に定める、どこに定めてあるのでしょうか、お尋ねします。

○こども課長（田中 真弓君） 議長、こども課長。

○町長（竹口 大紀君） 田中こども課長。

○こども課長（田中 真弓君） 規則のほうで定めるようにしております。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者ありと呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。反対討論からです。

○議員（8番 大森 正治君） 反対討論です。議案第110号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

先ほどからの質疑にもあったようにいろいろな疑問点がありますし、私も次のような点で反対をいたします。

本条例の別表、児童クラブの使用料について、放課後の利用料の場合、3,000円を4,000円に。夏季休業中8月の利用の場合、5,000円を6,000円に、いずれも1,000円の値上げを提案されておりますけれども、その理由と根拠に納得がいきませんでした。値上げの理由としまして、近隣町村並みにするということと、それから支援員の人件費の高騰があると、これは先ほどの質疑の中にもあったように、さらに補助員を増員したり延長したりとかいう、まあサービスですね、行政サービスを充実させるためだということも言っておられましたけど、近隣町村のまず使用料を見ますと、日吉津村が3,000円、

伯耆町 3,500 円、南部町が 4,000 円です。この場合、米子市ちょっと省きましたけども、類似団体に近いのは、市は除いてもいいじゃないかなと。町村で比較してみたほうがいいじゃないかなというふうに思いまして、この 3 町村を比べてみますと、大きな格差はないんですよね。だから私は値上げする理由にはならないというふうに思います。

またもう一つの理由として、支援員の人件費の高騰ということがあっております。これはサービスの充実と関連してると思うんですけど、その理由についてもやはり人件費の財源というのは、保護者負担に求めるべきではないというふうに考えます。

値上げ幅を 33%増の 1,000 円にする根拠についても納得がいきませんでした。放課後児童クラブ会計の来年度予算は今年度決算見込みの比で約 127 万円の増額を見込んでおられます。これは教育民生常任委員会で提出された資料でのこととございます。全員の議員の皆さんにこの資料が配られなかったのは残念ですけども、やっぱりこれ全員に示して、そういうところからこの 1,000 円を出したなというのが示されるべきだったというふうに私は思いますが、教民の民生常任委員会ではそういう資料が出されてそれを見ますと、今言ったとおりの見込み額ですね、今年度の決算の見込み額との比で約 127 万の増額を見込んでおられるんです。この 127 万円の増額分については、財源を保護者負担の使用料に求めるのではなくて、一般財源から出すべきではないかというふうに考えます。

そして看過できないのは、歳出 127 万円の増額に対しまして、1,000 円の値上げで約 200 万円の収入増を見込んでいるということとあります。127 万円の増額に対して、1,000 円を値上げすれば、約 200 万円の収入があるということなんですが。ということは、これは必要以上に値上げをしてしまうということになります。1 月に保護者説明会を予定しているのですが、このような使用料改定案は保護者の皆さんにも納得してもらえないどころか、反発をかうのではないかというふうに私は危惧をします。放課後児童クラブという制度は、行政が子育て世代を応援する素晴らしい仕組みだというふうに私は兼ねがね思っております。この制度をより良いものにして、安心して利用してもらうためにも、保護者の皆さんに納得してもらえそうな改定案であればならないというふうに思います。それが叶わないような改定案は、私は否決するしかないと思います。そして納得できる条例改定の再提案を求めるものであります。

以上、反対討論とします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

じゃあ次に原案に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

じゃあ次に原案に対して賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立少数です。したがって、議案第 110 号は否決されました。

日程第 4 議案第 111 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 4、議案第 111 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 111 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 112 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 5、議案第 112 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案第 112 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案 第 112 号は 原案のとおり 可

決されました。

日程第 6 議案第 113 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 6、議案第 113 号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 113 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 114 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 7、議案第 114 号 大山町光徳地区多目的研修施設条例を廃止する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） この条例が廃止されれば、この財産については普通財産となるわけですが、今後の活用について、あるいは処分についてどのように考えてらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えさせていただきます。

○農林水産課長（井上 龍君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上農林水産課長。

○農林水産課長（井上 龍君） 失礼します。今の段階ではまだ今後の利用っていうのは決定はしておりません。光徳のまちづくり組織が 11 月 17 日に設立されたばかりでして、今後そのなかでも活用の方法は検討されていくというふうに思っております。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案第 114 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 114 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 115 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 8、議案第 115 号 工事請負変更契約の締結について大山町特定環境保全公共下水道大山浄化センターの建設工事委託（その 2）に関する協定）を議題にします。

質疑はありませんか。

○議員（13 番 岡田 聰君） 議長、13 番。

○議長（杉谷 洋一君） 13 番 岡田議員。

○議員（13 番 岡田 聰君） 提案理由の説明で入札不調による、発注段階での設計内容の見直しや契約時の入札謝金が生じたことによる提案だということでしたが、この大山浄化センターの建設工事、その位置でも確か減額があったと思うんですけど、理由とその内容の説明を。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えさせていただきます。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） 失礼します。設備工事その 2 のところで、入札が不調に終わりましたので、設計額の変更を検討しました。その設計の変更と言いますが、反応層流出スクリーン、及び流動稼働堰の機器の設備の設置にあたりまして、当初は開口部を 80 センチから 120 センチに拡張いたしまして設置する予定としておりましたけれども、開口部を拡張しないでも設置できる機器に変更しましたところ、機器のほうの金額も安くなりましたし、開口部を広げる工事をしなくても済むようになりましたので、そ

の部分の工事費についても減額となったものでございます。

○議員（13番 岡田 聡君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 岡田議員。

○議員（13番 岡田 聡君） その1でも確か減額があったんですけども、入札する前に最初の設計でそういう十分な検討して設計されなかったのか。入札がうまく行われるように考慮されなかったのか。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） この工事事態が長寿命化の工事ということで、既存の設備を新しくするということが基本でございました。そのやり方ですと高くなるということで結局、不調になったところございまして、その見直しをして安くなったところでございます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案第115号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第116号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第9、議案第116号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第116号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は 起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 116 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 118 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 10、議案第 118 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山中の原スキー場）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案 第 118 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 118 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 119 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 11、議案第 119 号 令和元年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（杉谷 洋一君） 12 番 吉原議員。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 民生費のところ 15 ページです。

まず大山町民生委員協力員謝礼金が 98 万 4,000 円の減になっています。この説明をお願いします。

はぐって 16 ページ、老人福祉費のところですけども、輝くシルバー交付金 100 万の減になっています。この説明もお願いいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） それぞれ担当からお答えします。これ以降、直接担当課長から

お答えいたします。

○福祉介護課長（進野 美穂子君） 議長、福祉介護課長。

○議長（杉谷 洋一君） 進野福祉介護課長。

○福祉介護課長（進野 美穂子君） まず、大山町民生委員協力員謝礼の減額ということですが、民生委員さんの任期が、3年が11月で終わりました12月から新規の民生委員さんを委嘱しております。新しい民生委員さんを除く方以外は、協力員は不要ということを知っておりますので、新しい民生委員さんが、この12月から3月までをご希望された場合を想定してそれ以外の費用につきましては減額をしております。

シルバー交付金につきましては、現在の実績で139集落が実績としてもう支払いのほう既に完了しております。今後の見込みと申請、それから実施しないという集落からの数を引かまして、それ例外のものにつきましては減額をしております。以上です。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 吉原議員。

○議員（12番 吉原 美智恵君） シルバー交付金の件ですが、実施しないところもあり、139集落が今、実施されたと聞きました。で、いろんな実施の方法もあったと思いますし、このシルバー交付金は、きちんと有効に使われるものであると思いますので、やはり予算設定までにきちんと交差されたり現場のことを調べたり、どういう使われ方をしたのか、そういう検証をしていく必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○福祉介護課長（進野 美穂子君） 議長、福祉介護課長。

○議長（杉谷 洋一君） 進野福祉介護課長。

○福祉介護課長（進野 美穂子君） ありがとうございます。実績等を出していただいておりますので、単に敬老会事業を実施するというだけではなくて、やはり集落の皆さんの集まる場としての有効な研修の場であったり、居場所ということをご利用いただくように、申請の時の説明、区長さんには相談に来られた場合にはそのように説明をしております。今後ともできるだけ活用していただくように図っていきたく思っております。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず11ページですが、一般管理費、積立金でふるさと応援基金の積立金7,600万円、たくさん出るんだなというふうに思いましたが、これは実績ですよ。これまでの。違いますか？その辺もちょっと見込みも含んでいるのか、説明していただきたいで

すが、このペースでいきますと結構また今年もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、今年度もね、あるんじゃないかなと思うんですけども、今年度中のこの積立金の見込み額というのは、どれくらいなのかなって今本当に皮算用的なことになりますが。もし示すことが出来たら示してください。

それからその次のページの 12 ページ、移住定住助成金っていうのがあります。真ん中へんにね。補助金及び交付金の一つですが、当初予算では、1,500 万円計上されておりましたけども、このたびまた新たに 1,400 万円ほど助成金を補正されるということで結構増えてきてるんだなというふうに思いますが。これは何件分を予定されてるんでしょうか。それから増加の要因っていうのは、どのように分析されておりますでしょうか。

それからその下のほうにありますペダル踏み間違い加速抑制装置設置補助金 90 万円、それからドライブレコーダー設置補助金、ありますけども、これ申請制だろうというふうに思いますが、それぞれこれは何名分を予定していらっしゃるんでしょうか。そしてまた申請要件というのは、あるとすればどんな要件があるんでしょうか。それぞれお答え願えます。

それからずっと後のほうにきまして、22 ページにあります農業振興費ですけども、農業関係の予算っていうのが途中から減額される補正が出てきますけども、この度もここにありますように、集落営農体制強化支援補助金 90 万円の減、それから就農条件整備事業費補助金、それからその下の新規就農者総合支援事業補助金、それから一番下の機構集積協力金交付事業補助金、いずれも減額になっていきますけども減額になる理由っていうのはどういう理由でしょうか、お示し願いたいと思います。

それからもう一つ最後に、24 ページですが道路新設改良費の委託料としまして下のほうに町道中山インター線があります。これは何の委託料なのかなと、そのすぐ上の測量等委託料、単町事業であります、これは中山インターとは別なのか、それとの関係なのかなよう分かりませんので、詳しく説明していただきたいですし、それからその下のほうにあります、すぐ下にあります工事請負費負担金ですね、いずれも町道中山インター線ですが、これの減額と、それから町道中山インター線の増がプラマイゼロになっておりますけども、これ因果関係があるのかな、ないのかな、ちょっとはつきりしませんので、そのあたりも説明してください。以上です。

○企画課長（池山 大司君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 池山企画課長

○企画課長（池山 大司君） まず最初に、一般管理費のふるさと応援基金に関してでございます。積立金 7,633 万 4,000 円の増でございますが、こちらは実績ではなくて見込みであります。11 月現在、寄附の申し込み額が 2 億 1,000 万ありまして、既に当初予算額に迫っておりますので、今後の見込み額をおおよそ 9,000 件分と見込みましてさらに

1億1,000万寄附があるとしまして、必要経費を差し引いた額がこの積立額ということになります。。

それから次のページの移住定住の助成金のほうでございますが、こちら当初予算1,500万ほどで、確かに見込ませていただきました。その後、分譲宅地等の転入のほうは順調に進んでおりまして、現在までの見込みがだいたい11件ですね。それから今年度中に見込まれる件数が10件、合計21件分ということでこちらのほうを増額させていただいております。

それから続きまして、ペダル踏み間違いの加速抑制装置とドライブレコーダーの補助金、それぞれ90万円と15万円増額補正させていただいております。こちらにつきましては、ペダル踏み間違いのほうは30件、ドライブレコーダーのほうは50件ということでも見込んでおります。なお、申請要件のほうですが、県の補助制度のほうをそのまま踏襲しておりまして、ペダル踏み間違い防止装置につきましては、アクセルペダルが強く踏み込まれた際に、電氣的にそれを制御したりそちらのほうでお問い合わせのほういただければと思います。

ドライブレコーダーのほうの要件ですが、こちらのほうは、前後または360度の撮影が可能なものということでして、有効画素数は200万画素以上、それから記録時間は2時間以上といった県の要件になっておりますので同様のものにしております。

なお、ペダル踏み間違い防止装置のほうは、75歳以上の方が対象になりますが、ドライブレコーダーのほうは年齢要件はございません。以上です。

○農林水産課長（井上 龍君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上農林水産課長

○農林水産課長（井上 龍君） 失礼します。まず、22ページの集落営農体制強化支援事業90万9,000円の減額ですけど、これ1集落のコンバインの購入ということで見積もりによる減ということで、減額になったものでございます。

その下の就農条件整備事業、これは5名の方の認定新規就農者の申請分でこちらも見積もりによる減ということでございます。

次が、新規就農者総合支援事業ということで260万2,000円の減というふうになっております。所得要件になって交付対象外の方が出たということと、あと所得要件で3名の方が減額になったということで決算見込みによる減額としております。

最後ですけど、農地集積集約化対策事業ということで、517万7,000円(発言の申し出があった部分)の減額ですこれ申請の見込みがないために今回減額を行うものでございます。以上です。

○建設課長（大前 満君） 議長、建設課長。

○議長（杉谷 洋一君） 大前建設課長。

○建設課長（大前 満君） 24 ページでございます。土木費関係の補正につきましてご質問いただきました。

まず道路新設改良費のうちの委託料、測量等委託料 122 万 6,000 円につきましては、新たに町道部分で未登記箇所が確認されたために 2 路線について追加で用地測量等を行うものでございます。その下の町道中山インター線 1,000 万円でございます。こちらにつきましては、国道 9 号の交差点部分との国交省との協議を従来行ってまいりましたけれども、協議のほうを整いましたので、交差点部分の測量設計をあらたに行うものでございます。

それに合わせまして、工事請負費 555 万円を減額して、こちらにつきましては、工事規模を縮小して行くと、合わせまして負担金 445 万円につきましてもことらは県代行に変わります負担金でございますけれども、こちらのほうは事業費のほうがある程度確定しましたので、こちらのほうも減額し、全てを委託料のほうに振り替えを行うというものでございます。以上です。

○農林水産課長（井上 龍君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上農林水産課長。

○農林水産課長（井上 龍君） 失礼します。発言の訂正をお願いしたいと思います。金額が誤っておりました。最後に申しました、農地集積集約化対策事業ということで、事業費全体は先ほど言いました 516 万 5,000 円ですけど、質問のあった場所は補助金ということで 517 万 7,000 円の減ということでございます。失礼しました。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員。

○議員（8 番 大森 正治君） 追加じゃなくて、もうちょっと聞きますが、12 ページのさっきの移住定住助成金についてですけども、件数分かりました。もう一つ、お聞きしましたが、参考までにとということでもありますけども、これほど増加した要因というのはね、担当課としてはどのように分析されておりますか。

○企画課長（池山 大司君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 池山企画課長

○企画課長（池山 大司君） 先ほども答弁のなかで含ませていただいたんですが、分譲宅地のほうが順調にできております。今年度につきましては、特に大山口の駅前付近、ニュービータのほうでかなり申請が上がっています。またこちら名和地区のほうでも小規模であります。分譲宅地のほうがそれぞれ整備されておまして、建設のほうも順調に進んでおりますのでそういったものが 1 番大きな要因ではないかと思っております。以上です。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（2番 池田 幸恵君） 議長、2番。

○議長（杉谷 洋一君） 2番 池田議員。

○議員（2番 池田 幸恵君） 先ほど課長の説明にもあったんですけど、11ページ、ふるさと納税の件についてです。ふるさと納税返礼品発送用委託料が減額になっています。なぜ減っているのか、教えてください。

続いて23ページ、地籍測量委託料が増額になっております。これは地籍の業務が進んだということでしょうか。詳細を教えてください。

○企画課長（池山 大司君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 池山企画課長

○企画課長（池山 大司君） ふるさと納税のほうの委託料の14万1,000円の減でございますが、こちら・・あっ、発送料の委託料のほうでございますね、そちらのほうにつきましては、こちら主に梨の発送のほうになります、公社のほうに委託のほうをしております。当初、見込んでいた額よりも入札減ということでかなり下がっておりますので、そちらのほうを減額させていただきました。以上です。

○地籍調査課長（野間 光君） 議長、地籍調査課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野間地籍調査課長。

○地籍調査課長（野間 光君） 地籍調査に係る委託料の増額ということでございます。地籍調査の事業推進を図るために中山地区におきまして、行程を追加して事業を進めるものであります。

なお、この増額分につきましては、それぞれ社会保険料、嘱託職員賃金、作業員等賃金、謝礼金、手数料の事業執行をみて、その減額分を充てることとしております。以上です。

○議員（2番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 池田議員。

○議員（2番 池田 幸恵君） ふるさと納税返礼品発送業務の委託料は理解できました。地籍のほうなんですけれども、予定より業務が進んだと理解してよろしいでしょうか。

○地籍調査課長（野間 光君） 議長、地籍調査課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野間地籍調査課長。

○地籍調査課長（野間 光君） 地籍調査の事業でありますけれども、議員おっしゃいますように中山地区のほうで事業を進めているということでございます。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 池田議員、何かまだ。

○議員（2番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 池田議員。

- 議員（2番 池田 幸恵君） 答弁の確認です。計画されて地籍調査進められていると思うんですけど、それよりも予定が進んだということで理解してよろしいでしょうか。それとも、予定どおりの面積の実施で金額が増額になったと理解したらよろしいでしょうか。どちらでしょうか。
- 地籍調査課長（野間 光君） 議長、地籍調査課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 野間地籍調査課長。
- 地籍調査課長（野間 光君） 地籍調査の事業につきましては、予定どおり計画どおり、事業は進めておりますし、県の補助金の執行と併せまして、工程の方を追加して早めに事業を進めているところでございます。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。
- 議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。
- 議員（4番 加藤 紀之君） 20 ページです。予防費のなかの賃金、臨時職員賃金、健康づくり推進事業の臨時職員の賃金ですけれども、128万2,000円の減ということですが、けれども懸念しちゃうんですけども、健康づくり推進事業が予定どおりに行われなかったのってことをお尋ねします。
- それから 21 ページ、塵芥処理費、工事請負費の名和クリーンセンター修繕工事です。年度を追って、計画的に修繕工事というか長期化が進められているはずなんですけれども、補正予算で出てきたということは、何か新しい問題が生じて修繕されるのかということをお尋ねします。
- それと 27 ページです。学校管理費の報償費、卒業記念品 3,000 円という微々たる額の増額なんですけれども、これどういう理由で増額なのか教えてください。
- 健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。
- 健康対策課長（末次 四郎君） 健康づくりに掛かります臨時職員賃金の減額でございますけれども、これは当初臨時職員 1 名を雇用する予定でございましたが、今年 4 月の人事異動によりまして、職員が適正に配置されましてその結果、臨時職員を雇用する必要がなくなったため、減額といたしました。以上です。
- 住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。
- 住民課長（永見 明君） 21 ページの塵芥処理費でございますが、名和クリーンセンター修繕工事ということで長期補修計画というのを策定して、それと同時にですね、毎年の清掃点検業務というのを委託しておりまして、それに基づいてと言いますか、確認をしたところ修繕をしなければならないという箇所が、焼却炉本体の天井部分でありま

すとか、乾燥段さ部の耐火物、通風設備でありますとか、中央監視制御盤等の改修工事が必要だということでございまして、そちらの工事をさせていただくということで予算計上をさせていただきました。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。

○幼児学校教育課長（森田 典子君） 議長、幼児学校教育課長。

○議長（杉谷 洋一君） 森田幼児学校教育課長。

○幼児学校教育課長（森田 典子君） 27 ページの中学校費の学校管理費、報償費 3,000 円の増についてご説明をいたします。卒業記念品の 3,000 円の増額ですが、名和中学校におきまして当初 59 人であった生徒が、転入によりまして 60 人となりましたための増額補正でございます。以上です。。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤議員。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 学校管理費の卒業記念品の話ですけど、まあだいたい増えたからだろうと予想はしていたんですが、名和中学校なんだと。今の、さっきの流れからいくと大山のほう卒業生が増えるんじゃないかなとちょっと想定したりするんですけど、そこらへんは増えないんでしょうか。

○幼児学校教育課長（森田 典子君） 議長、幼児学校教育課長。

○議長（杉谷 洋一君） 森田幼児学校教育課長。

○幼児学校教育課長（森田 典子君） お答えいたします。各学校のほうから補正予算が出て参ります。学校のほうから、今回の補正で挙げてきたものが名和中学校だったということでございます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（杉谷 洋一君） 11 番 西尾議員。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 先ほど池田議員の質問の確認ですけども、地籍調査費で減額になっていると。まあ委託料は増えてますけども。ただ私はちょっとおかしいなと思うのは、決議案第 3 号で経済建設委員会のほうで地籍調査事業の早期完了を求める決議というのを実は出しているんです。（「これから出すんです」と呼ぶ者あり）まあ、それを聞いた話で質問させてください。

これから出すそうなんですけども、どうも聞くところにとよりますと、近年 2 キロ平方メートルの調査をやっておられるということでもあります。実は 3 キロ平方キロメートルで進んだ場合に 30 年掛かると。2 キロであれば当然増える、40 年というふうに書いてありますが、ということではすよ、進んでますという話でなくて、実は近年進んでないと。それについては、要因は何があるのかなと思います、例えば予算がついてない

のか、測量の人員が不足しているのか。以前、私たちが聞いたところではですね、まあ進んで無いということはちょっと困るぞと。いずれ地権者が分散したり、その土地確認が逆に分かる方がおられなくなるということが発生するので、早めに金をつぎ込んでもやれと。以前はですね、国が 100%出すからやれというようなことを実は聞いておりました。その辺りがですね、変わったのか。或いは金はあるけど人がいないとか、そのあたりをちゃんとしないと、山の中まで進んだんで良かった良かったみたいな話ではないと思うけどどうですか。きちんと説明してもらわんと分からんなど実は思ってますよ。

○地籍調査課長（野間 光君） 議長、地籍調査課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野間地籍調査課長。

○地籍調査課長（野間 光君） ただいま西尾議員のほうからご質問いただきました地籍調査事業の進捗であります。これまで3平方キロメートルで事業を実施することとしておりましたけども、近年の国の補助事業費、こちらのほうの予算配分のほうが、平成27年には86%でありましたものが、平成29年度には7割ぐらいまで補助金の付きが低下しているといったところから、町の予算のほうとの兼ね合いもございまして、調査面積のほうを2平方キロメートルに現在のところ修正をしまして事業を進めているところであります。

なお、中山地区におきまして事業の進捗を図っているというところでもありますけども、今年度につきまして県の補助事業費、こちらのほうを執行するにあたりまして、中山地区のほうで工程を追加して事業を進めているところであります。以上でございます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西尾議員。

○議員（11番 西尾 寿博君） 以前実は心配したのは、そういったことなんですよ、はっきり言ったら。今、金がないのでなかなか進まないということであって今やっているとですね、10年もせんうちにもっとお金が掛かるようにならへんかなと。逆に今できるのであれば、金不足であれば、これ過ぎるともっと金がいるんじゃないの。ということは、一般財源も出すような気持ちでないと、先行くほど今度事務量が増えるよ。人探しから始まって印鑑ついてくれたのいろんなことがたぶん始まるんじゃないかな。まして現地確認ができんようになったらもっとお金が掛かるよ。これ訴訟とか何とか難しい問題がいっぱい出てくらはんかと思って。だからその当時もね、取り敢えず、金が出るんならどんどんやれ、人がいないなら人も何とか確保せないけん、もうその両方でねやらんといけんという話になっておるんだよ。だから今今こうでやっていますよというのではなくてやらないといけんと、実は遅れています、という認識がないとね、予算がつかんと思うのだけど、そのあたりどうですか。今後、次も予算、やっておるんでしょうけども、こういったことについては、先々お金が掛かるという、これさいたるものじ

やないかなと思っておりますので、見えておるんだから、逆に増額してやりたいというようなことでないといけんとするんですが、どうですかね。

○地籍調査課長（野間 光君） 議長、地籍調査課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野間地籍調査課長。

○地籍調査課長（野間 光君） 地籍調査事業につきましてですけど、これにつきましては財源もございます。その財源と職員体制と兼ね合わせまして現在の2平方キロメートルで推進していきたいというところでございます。

尚、今後、問題点等もあるわけですけども、新たな測量技術等も今進めつつあります。そういったものも今後導入のほうも期待しながら今後事業のほうを進めていきたいと思っています。以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。

○議長（杉谷 洋一君） 14番 野口議員。

○議員（14番 野口 俊明君） 2点お願いします。野生鳥獣被害防止対策事業の補助金が、425万9,000円減額になっているわけですが、これは国の事業要件に合わず事業実施が不可能となったためであります。今、現在出現地域が広がってきたということではありますが、最低限の事業要件というものを教えていただきたいなということです。

それからもう1点はですね、地域おこし協力隊事業、水産部門1名の地域おこし協力隊員を新たに募集するということではありますが、これはなぜ1名でなければならないのか、まあそこらへんもお願いいたします。

○農林水産課長（井上 龍君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上農林水産課長。

○農林水産課長（井上 龍君） 失礼します。野生鳥獣被害防止の425万9,000円の減額でありますけれど、これ侵入防止策ということで国の10分の10の補助金でございます。で、1集落予定されておりましたが、費用対効果が出なかったということで、今回対応することができなかったという案件でございます。いろんな案件があると思いますので、個別具体的には個別に相談していただきたいというふうには思っています。

あと、水産の地域おこし協力隊の件でございますけど、水産につきましては、今、漁業研修者制度というのがございます。募集は今1名、2名等ございますが、そういった間口を広げるために地域おこし協力隊制度を活用しながらやっていくということで1名というふうにしております。以上です。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（14 番 野口 俊明君） 野生鳥獣ですけど、やる前に費用対効果がでなかったということはどういうことなんでしょうかな。それとこの水産部門の1名というのは、予算的にということなのか、国のほうが1名しか認めないということなのか、どういうことでしょうか。

○農林水産課長（井上 龍君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上農林水産課長。

○農林水産課長（井上 龍君） 失礼します。まず、野生鳥獣被害防止の件ですけど、やる前にいろいろ相談受けて費用対効果が出ないということで申請までいかなかったということでございます。

あと、地域おこし協力隊ですけど、今、債務負担の件ですけど、農業のほうも実はとっております。また水産のほうであらたにことで今1名分ということで、お願いをして今回計上させてもらったということです。地域おこし協力隊制度ですけど、特別交付税措置ということでなかなか補助金の100%あったらどんどん活用ができると思うんですけど、特別交付税はだんだん減ってきております。金額的に減ってきていて歳出のほうは増えていきますんで、ある程度、人数に見込みをつけながらやっていきたいとふうには考えております。

○議員（14 番 野口 俊明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（14 番 野口 俊明君） 野生鳥獣、費用対効果が見込めなという、最低条件というのがどういうものなのか。見込める、見込めんのそういうことを机上のなかでやられるという、やってみて見込めなかったでなしに、やる前から見込めないということも分かっているというようなことで認めないということのようですが、そこらへんの最低条件というもの、当初からどういうものが最低条件なのかということを知りたいんですが、その答弁がなかったんですけど、そこを教えてくださいと思います。認めてもらうための最低条件ですよ。

○農林水産課長（井上 龍君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上農林水産課長。

○農林水産課長（井上 龍君） すみません。ちょっと細かな資料は持ち合わせないんですけど、今回の案件ですけど、対象の地区っていいですか、侵入防止柵をする場所が、ブロッコリーが多かったということでございます。で、ブロッコリーというのがイノシシに被害にあう確率が少ないということがありまして、そういった面で今回認められなかったということでございます。これワイヤーメッシュですと、だいたい貸与14年、集落と協定を結びながら進めていくものでございます。最低の条件っていうのはここで申し上げることはできないんですけど相談しながらやってきているというところでござ

います。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長、7番。

○議長（杉谷 洋一君） 7番 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） 12ページの支所費ですけども、実際支所費なんですけど、実は総務のほうからの話なんですけど、修繕費で27万9,000円計上してあるんですけど、たばこを吸われる方が小屋を取り付けてあってそこに換気扇をつけるということだったこれにつきましてちょっとお聞きしましたら、たばこ吸われる方は小屋を取り付けてあってそこに換気扇をつけるということだったようです。これも中山、大山2カ所、名和のほうは3階にあったのをたぶん持って降りられると思うんですけど、なぜ、中山、大山、煙が外に出ないような、集積できるような名和は3階にあったようなものにされなかったのかお尋ねしたいと思います。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） 支所費の修繕料につきましてお答えいたします。今回計上させていただきましたものにつきましては、先般、たばこを吸う場所を設置したわけですけど、今現在電気がとおっておりません。ということで、その電気を通る工事ということで、ここの支所費のほうには計上させてもらっています。その施設のものに、今現在施設には、換気扇はついておりますけれども、電気が通ってないということで動いてないということで電気を通すものでございます。これ、換気扇がありませんので、当然外に煙が出るということになるわけでございますけれども、この喫煙場所の施設基準というものが、今年の7月から厚労省のほうより出されましたけれども、人に迷惑にならないように外に出すようにということで換気扇の設置は現在ではしてあるところでございます。以上です。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） 電気の配線の工事ということですが、最終的には、では中のほうのそういったところには全然構われない、ただ単に換気扇だけのということでよろしいですか。後々、3階にあったのを降ろしておりますけど、ああいった集煙って言いますか、そういった装置にされるっていう考えはないってことですか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） 設置基準にはそういうものはないわけですが、既存のあるものは利用して迷惑のかからないようにはしていきたいというふうに考えていま

す。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 何点か伺いたいと思います。まず、12ページの交通安全対策費として、ペダル踏み間違い時加速抑制装置及びドライブレコーダーの取り付け補助が計上されておりますけれども、加速抑制装置防止装置については先の12月13日に閣議決定をされた国の補助制度と合わせて補助を受けることは可能でしょうか。

2番目、国の補助制度の対象は、65歳以上、加速抑制装置防止装置についてですけれども65歳以上となっておりますけれども、本町のものは75歳以上となっております。国にの制度と合わせて65歳以上にするにはできないのかお伺いしたいと思います。

なお、町長、記者会見でこの制度に対する割引対象店を町内に限定していたものを拡大をするというふうに言っておられます。町内の確約店等もいろいろありますので、望ましいことだと思いますけれども、そういうふうに変更した理由は何かをお伺いしたいと思います。

それからその加速抑制防止装置の取り付けについては、町内の整備工場では、人手不足等の関係で殆どの場合、製造メーカーの系列、いわゆるディーラーに依頼することになると考えられます。この事業、本町としての事業の主旨が、町内事業者を支援するというのであれば、割引対象店をドライブレコーダー等と同じ対象店とすることはできないのでしょうか。

4つ目、昨年6月定例会におきまして、町長はドライブレコーダーの本体が1万円をきる価格であり、本町としては補助制度を考えていないというふうに答弁されています。ドライブレコーダーの普及促進を希望した私としては非常に喜ばしいことなんですけれども、なぜ今回県の補助制度につ追随して実施されることになったのか、理由とその意向って言いますか、そういったものをお伺いしたいと思います。

5点目、ドライブレコーダーが、補助対象機種としておるのは、先程も説明がありましたけれども、車体の前後を同時に撮影が可能なものということになっております。高齢者等が加害者となる交通事故の防止のためということですので、その必要な機能の殆どが全部を撮影するドライブレコーダーに搭載されております。後方の撮影機能がないものを町の補助対象機種とすることはできないのでしょうか。こちらのほうが非常に購入者としては安くあがることとなります。

また、割引対象店から購入し、自ら取り付けを行う場合は、この事業の補助対象になるのでしょうか。以上がドライブレコーダー等に関する質問ですけれども、

次25ページ、今在家団地駐車場の整備工事についてお伺いをしたいと思います。新

たに設備工事やポンプ室等の解体工事を追加する必要が生じたためというふうにしてありますけど、これは事前の調査で分からなかったことなのではないでしょうか。あるいは現場の工事をやってみて初めて分かった、設計をされる時には、以前の図面としっかり検討されて設計をされる、また委託者もそういう委託をされた場合は、受託された方もそういったことを考えられながら設計をされると思いますけれども、設計上の瑕疵があったのではないかということをお伺いをしたいと思います。具体的に説明をお願いします。

○企画課長（池山 大司君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 池山企画課長。

○企画課長（池山 大司君） 何点かドライブレコーダーに関しましてご質問いただきました。もし漏れがあればまたのちほどご指摘をいただければと思います。

まず、国の補助制度と合わせてこの補助制度適用が可能かということございますが、こちらは原理的には可能です。ただ、国がこの間閣議決定したばかりでしてこれから年明けてから通常国会のほうに上げられて予算審議ということになりますと、おそらく繰り越しになるのではないかなと見ております。ですので、本町としましても新年度予算のほうで国の補助制度と合せるかどうかとは合わせて検討させていただきたいと思いません。

それから国の補助対象が65歳以上となっております、町のほうは75歳以上ということにしておりますが、これは成り立ちが違うということでご理解をいただきたいと思えます。本町の制度のほうとしましては、県が9月補正に合わせてこの高齢者の事故防止対策ということで上げてきておりまして、それに追随する形で県内の市町村が何か所か取り組んできておりますので、合わせてという形をしております。従いましてこの75歳以上ということですが、国のほう改めて65歳というのを出してきておりますので、おそらく県のほうでもまた検討されるのではないかと。それに合わせてまた町のほうも考えて行きたいと思えます。

それから当初、町内事業者を限定していたのが、拡大のほうに向かっているということですが、これいろいろ調べてみたら、このドライブレコーダーにつきまして一般の店舗のほうで、十分対応可能なんですけど、踏み間違い防止装置につきましては、センサー等のいろいろな機器の取り付けが必要ということで、有資格者でないと実際の取り付けできないということがどうも出てきたようです。で、町内の事業者さんの方でも手上げはされていたんですけど、実際にはちょっと登録要件から外れるということで、そういったものが見えてきましたので、これに限っては交通安全防止という観点から、町内事業者に限らないという方向をとらせていただきたいと考えているところです。

それからその次にありました人手不足のためにディーラーのほうに委託するのではないかとということと、あとドライブレコーダーと踏み間違い防止装置を一緒にできないか

という踏み間違い防止装置は全く別なものということでお考えいただければと思います。

それから、当初、ドライブレコーダー、町長のほうが、1万円きるので補助対象とはしないということで確かにお話をしたかもしれませんが、確かに廉価盤が1万円ぐらいのものがああります。ただ実際に衝突時の交通安全という意味と、最近よく流行っております運転、そういった部分での危険行為を防止するという意味ではやはり前後両方ないと対策としては不十分ではないかというふうに思っておりますので、ここにつきましては、現在のところは前後、記録撮影なものを対象としているところです。

それから、ご自分で取り付けられる場合ですね、これは購入費と取り付け費用が、両方補助対象経費にしておりますので、販売店で購入されてご自分でドライブレコーダー取り付けられる場合はその購入費用に対して補助が適用されるということでご自分で取り付けられても結構だと思います。以上です。

○財務課長（金田 茂之君） 議長、財務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 金田財務課長。

○財務課長（金田 茂之君） 今在家団地のポンプ室等の解体処分費の増額でございますけれども、こちらにつきましては、基本設計、実施設計、同じコンサルタント業者が請け負っております。で、県との補償の内容の話のなかで、ちょっと考え方の違いなんだろうと思いますけれども、県のほうは移転補償費をみておるという回答をしております。確かに金額的にも上がっております。

ただ、本町のほうでは移設先のほうの経費を見ているということで理解をしております。何度か協議を重ねた結果、そこは県のほうが見ているということで町のほうで解体撤去もするというところになったところでございます。以上です。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 大体分かりましたけれど、ドライブレコーダーの設置費用ですけれども、例としては非常に安い値段のものが、例として挙がっているわけですが、町のほうでは実際どの程度対象となる機種も含めて、どの程度の値段になるというふうに把握をしておられますでしょうか、お伺いをしたいと思います。

今在家団地の工事については、県との見解の相違だというふうに理解をいたしましたけれども、県のほうがみてるつもりだったのが、見てもらえないから、町で負担するんだという、まあ、簡単に言えばそういうことかなというふうに理解なんですけれども、いかがでしょうか。

○企画課長（池山 大司君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 池山企画課長。

○企画課長（池山 大司君） はい、廉価盤は確かに1万円程度のものがございますが、

これはご自分で取り付けていただくということになります。おそらく要件から微妙に外れるかなとみております。

実際のもは、おそらく 2 万円～3 万円ぐらいでそれに県の補助が 3,000 円、町の補助が 3,000 円という形でうまく使っていただければなというふうには考えています。以上です。

○財務課長（金田 茂之君） 議長、財務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 金田財務課長。

○財務課長（金田 茂之君） 議員、おっしゃいますとおり、保障費の中では若干はみてるという回答でありました。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他にありませんか。

○議員（13 番 岡田 聰君） 議長、13 番。

○議長（杉谷 洋一君） 13 番、岡田議員。

○議員（13 番 岡田 聰君） 何点か質問いたします。9 ページの総務課の時間外手当 100 万円追加、それから 12 ページの企画課分の時間外勤務手当 110 万円、100 万円を越したのはこの 2 課みたいですが、どういう業務が予定より増えて、個人で最高どれくらいの時間を、月どれくらいやられているのか、説明をお願いいたします。

それから 12 ページの下のほうですけども、公有財産購入 160 万円の説明をお願いいたします。

それから 23 ページのなかやま農業者トレーニングセンターLED 化工事、386 万円の減額ですが、この内容も説明をお願いいたします。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長

○総務課長（山岡 浩義君） 時間外のことについてのご質問でございます。総務課分で 100 万ということで計上させてもらっております。どのような業務が多いかということでございますけれども給与、あるいは消防というものが、災害等で出勤ということもございまして、そういうもので時間外が増えております。

で、一人あたり、どれくらいかと時間外が、これは月によってなかなか災害等が起こりますと丸 1 日 24 時間出るといようなこともございまして、なかなかいろいろあるわけですけども、多い時では、上限額の 45 時間以上にもなるということはあるということがございます。以上です。

○社会教育課長（西尾 秀道君） 議長、社会教育課長。

○議長（杉谷 洋一君） 西尾社会教育課長。

○社会教育課長（西尾 秀道君） 中山トレセン体育館 LED 工事のことですけども、教育民生常任委員会のほうで説明差し上げたんですが、よろしいでしょうか。

〔「いいです、いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 本人がよろしいと言われたんならもうそれでいいじゃないですか。

○社会教育課長（西尾 秀道君） はい、はい。

○議長（杉谷 洋一君） 他に。

○財務課長（金田 茂之君） 議長、財務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 金田財務課長。

○財務課長（金田 茂之君） 11 ページの公有財産 160 万円ですけれども、これは旧所子保育所地内に一筆 218 平米ですけれども、民地がございまして、そちらを町のほうで購入するという予算でございます。。

○企画課長（池山 大司君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 池山企画課長。

○企画課長（池山 大司君） 12 ページの企画課の時間外の部分でございますが、こちらにつきましては、だいたい月に 25 万円ぐらい時間外のほうを使っております具体的には、ふるさと納税、かなり寄附件数が増えておりまして、その処理に相当な時間を要している部分と、今年は地域自主組織の設立に向けてかなり夜間の会議ですとか、そういったものに対応させていただいております。ということでかなり業務量が増えておりますが、職員一同頑張っておりますのでご理解いただければと思います。以上です。

○議員（13 番 岡田 聰君） 一人当たりどれくらい、多い人は。

〔「新たな質問ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 新たですか、答弁漏れですか。

○議員（13 番 岡田 聰君） 最初に言った。

○議長（杉谷 洋一君） じゃあ、答弁もれってことで。

○企画課長（池山 大司君） 議長、企画課長。

○議長（杉谷 洋一君） 池山企画課長。

○企画課長（池山 大司君） 企画課分につきましては、多い人でだいたい月に 40 時間を超えるものがおりますが、業務上やむを得ないものと判断しております。以上です。

○議員（13 番 岡田 聰君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 岡田議員。

○議員（13 番 岡田 聰君） 公務員の残業規制ということで月 45 時間というような規制を設けられるようですけれども、できるだけそのあたり個人の、個々にその負担が偏らないような方策はできないものかどうか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長

○総務課長（山岡 浩義君） はい、お答えいたします。個人に偏らないようにということとでそういうふうな流れが配慮はしていくわけですけれども、やはり担当というものがございまして、災害等の防災関係になりますと、いろいろなローテーションを組んでやるわけですけれども、なるべく偏らないようにはしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 119 号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。再開は 11 時 20 分といたします。

午前 11 時 10 分休憩

----- . -----
午前 11 時 20 分再開

日程第 12 議案第 120 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 12、議案第 120 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案 第 120 号を 採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり 決定することに 賛成の方は 起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 120 号は原案のとおり 可決されました。

日程第 13 議案第 121 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 13、議案第 121 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 121 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 121 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 122 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 14、議案第 122 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 122 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 122 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 123 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 15、議案第 123 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一 君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一 君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 123 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一 君） 起立多数です。

したがって、議案第 123 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 124 号

○議長（杉谷 洋一 君） 日程第 16、議案第 124 号 令和元年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一 君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一 君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 124 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一 君） 起立多数です。

したがって、議案第 124 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 125 号

○議長（杉谷 洋一 君） 日程第 17、議案第 125 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀 君） 議案第 125 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

国において、一般職の給与改定に準じ、特別職の職員の給与等の改正が行われました。

これに伴い、本町においても議会の議員の期末手当の支給率を改正するものです。

改正の内容は、期末手当の支給月数を 0.05 月分引き上げ年間 3.40 月へ改正するものです。

ただし、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行、第 1 条の規定による改正後の報酬条例の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用するものとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 125 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 125 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 126 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 18、議案第 126 号 大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案 126 号大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

国において、一般職の給与改定に準じ、特別職の職員の給与等の改正が行われました。これに伴い、本町においても特別職の職員で常勤のものとの期末手当の支給率を改正するものです。

改正の内容は、期末手当の支給月数を 0.05 月分引き上げ年間 3.40 月へ改正するものです。

ただし、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行、第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用するものとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 基本的なことをお伺いしておきたいと思います。議員定数は 16 名ですけれども、この特別職の職員の方は何人いらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） 失礼いたします。大山町特別職の職員で常勤のものということで 3 名でございます。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 確認をしておきます。3 名というのは、町長、副町長、教育長でよろしいでしょうか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） そのとおりでございます。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案 第 126 号を 採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり 決定することに 賛成の方は 起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数 です。

したがって、議案第 126 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 127 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 19、議案第 127 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 127 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

国においては人事院の勧告に鑑み、令和元年度の給与等について、一般職の国家公務員の俸給月額、勤勉手当などの改定が行われました。

本町においても人事院勧告及び国の状況を尊重し職員の給与等の改正を行うものです。

改正の主な内容ですが、第 1 条で給料表については、平均 0.1%の引き上げ、勤勉手当については、令和元年 1 2 月に支給するものについて 0.05 月分引き上げ、期末勤勉手当の支給月数を年間 4.50 月とするものです。

第 2 条では、令和 2 年度以降の期末勤勉手当の年間支給月数 4.50 月を 6 月と 12 月で改定するものです。

施行日は、公布の日から施行としております。

ただし、第 2 条の規定は令和元年 4 月 1 日から施行、第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑がありませんか。

○議員（14 番 野口 俊明君） 議長、14 番。

○議長（杉谷 洋一君） 14 番 野口議員。

○議員（14 番 野口 俊明君） 今、附則のところを町長、説明されたわけですが、間違いではないんでしょうけど、一つは令和 2 年 4 月 1 日からということ、もう一つの附則の 1 条第 2 項、平成 31 年 4 月 1 日からということ、これ統一した方がいいのではないかと思うけどどうでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えいたします。すみません、先ほど提案理由で第 2 条の規定令和元年 4 月 1 日というふうに言いましたが、令和 2 年 4 月 1 日で訂正をさせていただきたと思います。

なお、第 1 条の適用の部分は平成 31 年 4 月 1 日ということで間違いありません。よろしく申し上げます。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 行政職給料表、ついておりますけれども、主に若年層の給料の引き上げだというふうに説明いただきましたが、具体的に職務の級でいくと、それぞれ何級が主に改正されるのでしょうか、お伺いします。

- 総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。
- 総務課長（山岡 浩義君） 失礼いたします。行政職給料表におきましては、今回改正されますのは、1級においては1号棒から79号棒、2級におきましては、1号給から47号まで、3級におきましては、1号給から31号まで、4級におきましては、1号給から15号給まで、5級におきましては、1号級から7号級までとなっております。
- 議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第127号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。
したがって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第128号

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第20、議案第128号 令和元年度大山町一般会計補正予算（第6号）を議題にします。
提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。
- 町長（竹口 大紀君） 議案第128号 令和元年度大山町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由のご説明をいたします。
本案は、給与条例改正に伴う人件費や農村地域防災減災事業の追加など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。
この補正予算第6号は、既定の歳入歳出予算の総額に781万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億7,936万6,000円とするものであります。
以上で、提案理由の説明を終わります。
- 議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。

- 議長（杉谷 洋一君） 14番 野口議員。
- 議員（14番 野口 俊明君） ハザードマップで作成カ所がため池の2カ所から3カ所になったということですが、どこのため池でしょうか。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えいたします。
- 農林水産課長（井上 龍君） 議長、農林水産課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 井上農林水産課長。
- 農林水産課長（井上 龍君） 失礼します。まず9月補正で200万予算計上させていただきまして、そこで大山地区のあけま池と、中山地区の平野堤、このハザードマップを作っております。今回、1地区県の枠がありましたので追加させていただきまして、現在の予定では名和地区の寺谷池のハザードマップを作成する予定としております。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（1番 森本 貴之君） 議長、1番。
- 議長（杉谷 洋一君） 1番 森本議員。
- 議員（1番 森本 貴之君） 先ほどのため池ハザードマップ作製箇所について質問させていただきます。
- これ重要ため池のハザードマップ作製の事業であるというふうに考えていますけれども、今回2カ所から3カ所に変更し、事業推進を図るということでございます。私はここ大山町内で該当箇所は18カ所あると認識をしてるんですけども、現在何か所策定されておられて、未策定の場所が何か所あるのか、その策定計画について今後どういう方針があるのか、お聞きしたいと思います。
- 農林水産課長（井上 龍君） 議長、農林水産課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 井上農林水産課長。
- 農林水産課長（井上 龍君） 失礼します。防災重点ため池ですけど、大山町20カ所となっております。前は18カ所ということでしたが、2カ所追加になったということでございます。
- あとハザードマップの作製済みという箇所は7カ所でございます。今後の予定でありますけれども、県の10分の10の予算ということで進めております。県の枠がある範囲で進めていくということにしております。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） いいですか。他に質疑はありませんか
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案第 128 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに 賛成の方は 起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第 128 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 129 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 21、議案第 129 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 129 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、給与条例等の改正に伴う人件費の補正などを行うもので、既定の歳入歳出予算をそれぞれ 13 万 8,000 円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、22 億 1,772 万 7,000 円とするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 129 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 129 号は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 130 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 22、議案第 130 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 130 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ 31 万円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、23 億 6,156 万 8,000 円とするものであります。

本補正予算は、給与条例等の改正に伴う人件費の補正と、介護保険システムの特定個人情報データ標準レイアウト改版のために必要となる改修費の補正を行うものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） この委託料のほうですけども、介護保険システムの個人情報データの変更に伴うものというふうに説明いただきましたけれども、これは給与改定があるたびに、これだけの委託料が必要になるののでしょうか。お伺いいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えいたします。

○福祉介護課長（進野 美穂子君） 議長、福祉介護課長。

○議長（杉谷 洋一君） 進野福祉介護課長。

○福祉介護課長（進野 美穂子君） このシステムは、マイナンバー制度による個人情報を、すみません、毎回職員の給与改定により変わってくるのかっていう質問ですけども、これはマイナンバー制度により、今までは手作業で他の保険者さんのところにおられた方の情報を転入して来られた方につきましては、手作業をしていたものが、このシステムを導入することにより、より早く皆様にご利用いただけるという、全国的な制度でございまして給与が改定するからというものではありません。

で、本来でしたら 12 月 9 日に提案するものだったんですけども、予算の計上が漏れていたということが分かりまして、今回追加提案するものであります。今後はこのようなことがないようにいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 130 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案 第 130 号は 原案のとおり可決されました。

日程第 23 陳情第 7 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 23、陳情第 7 号 謝罪に関する陳情書を議題とします。
審査結果の報告を求めます。総務常任委員長 加藤紀之議員。

○総務常任委員長（加藤 紀之君） ただいま議題となりました陳情第 7 号 謝罪に関する陳情書につきまして、総務常任委員会で 12 月 10 日に全員 5 人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

陳情者の主張は、過去に行われた訴訟、平成 21 年(ワ第 200 号)でございますが、においても事実と認定されておりません。

また、大山町議会といたしては、陳情者が謝罪を求める団体に対し物申す立場にもございません。採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから陳情第 7 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。ここで皆さん、お間違えの無いように一つお願いをしたいと思います。ご注意ください。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。そうでない人は、そのまま座っていただければいいですから、お間違えのないように、ご注意ください。

ではこれから採決します。

これから陳情第 7 号を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立少数です。

したがって、陳情第7号は、不採択とすることに決定しました。

日程第24 決議案第3号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第24、決議案第3号 地籍調査事業の早期完了を求める決議の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。経済建設常任委員長 近藤 大介議員。

○経済建設常任委員長（近藤 大介君） ただいま議題となりました、決議案第3号 地籍調査事業の早期完了を求める決議につきまして、提案理由のご説明をいたします。

平成17年の合併当時の総合計画では、年間約3k㎡、約30年かけて地籍調査事業を行っていく事業完了の想定でした。2035年頃までということです。

しかし、近年、国の予算措置状況の変化により、町の予算措置としては以前よりも減額、人員も減員ということにより、調査完了には今なお約40年2060年頃まで掛かると想定されているのが現状です。

そこで経済建設常任委員会にて、このことについて担当課からの聴取を基に議論し、この度地籍調査事業の早期完了に向けて必要な予算の確保と人員配置をおこなうよう、決議案を提出することといたしました。

それでは、決議案を朗読いたします。

地籍調査事業の早期完了を求める決議、

地籍調査事業は、昭和33年に旧名和町地内で事業開始以降、町内すべての土地を対象にすすめられている。合併当初の調査面積は1年あたり約3k㎡で約30年で完了する予定であったが、近年は1年あたり約2k㎡で推移し、完了まで今後なお約40年を要する見込みとなっている。

地籍調査事業は、いうまでもなく町民の財産に係る重要な事業である。今後も調査に相当の期間を要することとなれば、地権者不明の土地の増加や、相続や売買による権利関係の複雑化などによって、調査費用が増大することのみならず、調査自体が困難になることが懸念される。

よって、本議会は、次のとおり町長に求める。

記、

1. 調査面積が1年あたり約3k㎡程度とできるよう、必要な予算確保に努められたい
2. 地籍調査事業に従事する職員を増員するなど、早期完了に向けての事務量増大に対応できる体制整備を整えられたい

以上、決議する。令和元年12月19日鳥取県西伯郡大山町議会。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 実質的に年あたり2平方キロメートルで調査が行われていることですが、そちらを3平方キロにするように求めるようなものですがけれども、委員会のなかでは、そのことで何年計画が短縮されて、どのぐらいの費用がそこで町負担として増えるかとか減るかとか、そこらへんの議論はされたのでしょうか、

○経済建設常任委員長（近藤 大介君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤委員長。

○経済建設常任委員長（近藤 大介君） そもそも合併のころから、合併の頃は30年ぐらいで完了だと先ほども言いましたように2035年ぐらいまでと言っていたのが、今の見通しでいくと2060年と随分先の、あまりにも時間が掛かり過ぎているというところから、発端になっております。国の予算の付き方によっても、順調にこれ3平方キロができるとも限りませんので、3平方キロで実際に事業完了がいつになるのかという具体的な議論までは、いたしておりません。ただ、提案理由でも申し上げましたような理由から出来るだけ早期に完了ができるよう、国に対しての要望も含め、必要な予算確保に努めてほしいと。確保した予算について執行できるような体制整備を図ってほしいというのが趣旨でございます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから決議案第3号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、決議案第3号は、原案のとおり可決されました。

ここで12時になりますので、休憩をとりたいと思います。

午前11時55分休憩

午後1時再開

日程第25 議員派遣について

○議長（杉谷 洋一君） 午前中に引き続き会議を開催します。

日程第25、議員派遣についてを議題とします。

会議規則 第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される、令和 2 年 1 月 27 日から 1 月 28 日の「社会福祉と財政システムについて学ぶ」市町村議会議員特別セミナーに、大森 正治議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 26～日程第 30 閉会中の継続調査について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 26、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 30 議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について 第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

〔「議長」「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） はい、加藤議員。

○議長（加藤 紀之君） 竹口町長に対する問責決議を提出します。

直ちに日程に追加し、議題とすることを望みます。

○議長（杉谷 洋一君） お諮ります。ただいま加藤紀之議員から決議案第 4 号 竹口町長に対する問責決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

決議案第 4 号 竹口町長に対する問責決議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすること決定しました。

追加日程第 1 決議案第 4 号

○議長（杉谷 洋一君） 追加日程第 1、決議案第 4 号 竹口町長に対する問責決議を議題にします。ここで暫時休憩をします。（午後 1 時 3 分休憩）

（追加日程決議案を配布）

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。（午後 1 時 4 分再開）

追加日程第 1、決議案第 4 号

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

追加日程第 1、決議案第 4 号 竹口町長に対する問責決議を議題とします。

決議案の提出者に、提案理由の説明を求めます。加藤 紀之議員。

○議員（4 番 加藤 紀之君） ただいま議題となりました決議案第 4 号 竹口町長に対する問責決議につきまして提案理由のご説明をいたします。

平成 30 年度大山町一般会計歳入歳出決算におきましては、戦没者追悼式で町長が着用する正装服、いわゆるモーニングを公費で購入していたことが大きな争点となり、議会としては、合併後初めて決算を不認定といたしました。

12 月定例会初日、町長は決算の不認定に伴う措置について議会に報告されましたが、不認定の理由においては正装礼服購入について触れることはなく、必要と認める措置、改善に向けた取り組みについても当然、正装礼服購入に関する記述は一切ありませんでした。

また、12 月定例会の私の一般質問で問われた際にも、明確な回答はなく進んで説明責任を果たそうという意思は感じられませんでしたし、そのことが住民・議会のますます増大させる結果となっておると思います。（「ゆっくり読んでください」と呼ぶ者あり）すみません、このことについてこの度町長に対し、公費での正装礼服購入の非を認め、必要な措置を講じることなどを求めるとともに、その責任を厳しく問う旨、決議案を提出することといたしました。

決議案の中身を朗読させていただきたいと思います。

平成 30 年度大山町一般会計歳入歳出決算では、戦没者追悼式で町長が着用する正装服（モーニング）を公費で購入していたことが大きな争点となった。当初予算で議会に説明がなかったこと、道義的な観点などを問題視した結果、平成の合併後初めて決算を不認定といたしました。

令和元年 12 月定例会初日、町長は報告第 17 号で決算の不認定に伴う措置について議会に報告しました。その内容について不認定の理由では、正装服購入について触れることはなく、必要と認める措置、改善に向けた取り組みについても正装服購入に関する点

は一切記述されていない。

また、12月定例会の一般質問のなかで、予算執行時に会計管理者から疑義が唱えられたとも聞こえているがどうか、と質された際にも明確な回答はせず、進んで説明責任を果たそうという意思は感じられない。それどころか、別の話にすりかえた答弁を行うなど、決算不認定という議会の議決を軽んじている節さえ感じられ、住民、議会の疑念をますます増大させる結果となった。

よって、町長に対して公費での正装服購入の非を認め、必要な措置を講じることなどを求めるとともに、その責任を厳しく問うものである。

以上提案理由です。

- 議長（杉谷 洋一君） これから決議案第4号 竹口町長に対する問責決議について、質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議員（7番 米本 隆記君） 議長、7番。
- 議長（杉谷 洋一君） 7番 米本議員。
- 議員（7番 米本 隆記君） この一般会計の実際のことで、まあ私はこのモーニングの購入ということにつきましては、決算の時には、認定する方向でしたので、私はいいと思っております。というのがですね、当時のちょっとお聞きしたいんですけど、当時、このモーニング購入について、説明があったのは、税金の無駄使いだというような言い方でされていたと思うんですが、買ったほうが安いのか、レンタルが安いのか、ということが問題だったというふうに思います。なかには、これモーニングを公費で買うことが駄目だという方もありましたけども、そこに個人買えというよりも税金を投入するかしらないかということだったと思うんですが、その辺のところこの文書ではちょっと読み取れないっていうのが1点と、もう1個は、公費で買う買わないじゃなくて、モーニング自体、その式典に対してのモーニングという正装であるのか、それとも略礼服であるのかという議論というのが、そこんところもなかったように思うんですけど。ちょっとこの辺のところはですね、この文章では読み取れないんですが、どういったことなんでしょうか。
- 議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。
- 議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。
- 議員（4番 加藤 紀之君） 私がこの決議案を提出した理由のなかにはですね、書かれている通りなんですけれども、決算時の議論を入れているわけではありません。決算の不認定を受けて、どのように町長が対処をしているのか、そのことを問題視しているわけでありまして。ですので、その当時どのような議論があったかということはまた別な話なのかなというふうに感じています。
- 議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） いろいろと決算時にもそうでしたし、先月の一般質問、加藤議員がされた時の町長の答弁等も聞いておりましたけども、それからその中で町長がモーニングを購入というか、公費で購入と言いますか、して、それを使用するにあたっての説明は9月議会の時もそして前回の一般質問の時にも、順を追って話をされたと思いますし、それともう1点、その買う、買わないということについては、そのなかで町長自らは、自分で指示をして買わせたものではないとうふうに言っておられました。ただこのへんのところは、ちょっと私も議会のなかで聞いただけで執行部の皆さん、関係する職員の皆さんから聞き取りなんかしてませんので、どうかということとは言えないんですけど、ただ9月の時と前回の一般質問の時の話を聞く限りでは、そういった命令的なところで町長が買わせたというところは、どうもなかったように感じております。で、問責の当たるとすれば、そういったことを実際には命令し、または自分の権限で買わせたということになれば、その行為事態、問責の対象になるかと思うんですが、どうもそのところが私は理解できないんですが。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 9月定例会で説明されたことは、町長、執行部は説明をされました。その結果として、議会として判断をして不認定となったというふうに思っております。

で、町長の指示であったのかなかったのか、そこらへんについてですね、最終的に指示を出すのは町長だというふうに思います。町長が、最高責任者ですから、当然そうだと思いますが、そのなかで、私の12月定例会の一般質問のなかで、そういった執行部の管理職の中でも会計管理者という特別な職があって、予算執行にあたって疑義があるときには、疑義を唱えられるというか審査をできるという権限の役職の方がおられると、で、その方が当時疑義を唱えられたのではないですかということ伺いました。そもそもの9月定例会でこの案件が表に出た理由というのが、当時そういったことがあったけれども、その会計管理者の判断を覆して予算を執行されたということが原因だったように伺っております。そういった意味では町長の問責を問わなければ誰を責任を問うのだと。

それからこの不認定の結果、対処された部分も確かにあります。だけれども、この部分に対して対処されておられませんので、そういった部分、住民さんのほうは納得されておられません。誰かが責任を取らなければいけないだろうと。そういう意味で問責決議案を提出させていただきました。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） 問責決議というのは非常に重たい決議だと思います。

慎重に議論しなければならないと思いますが、米本議員も指摘されましたけれども、30 年度で大山町議会是一般会計の決算を不認定としている、これは事実ですし、私も認定しないということで座っておった一人ですが、私としてはことさらモーニングのことを問題にして、反対したつもりはないわけですけれども、決議の内容では、その大きな争点となったと、モーニングの購入のことが大きな争点となった、本当にまあ争点と、大きな争点と言えるほどのものだったのか、改めてちょっとそのことについて触れていたいただきたいことと、それから不認定とした理由で、モーニングのことを道義的な観点から問題視したと。道義的な観点から問題視したとされる根拠についてお答えいただきたい。それから、モーニングね、個人的に言えばそんなもん町長、自分の金で買えよと、私今でも思ってますけれども、そのことと決算を認定するかしないかは必ずしも結びついていないと私は思っています。事実、教育民生常任委員会の分割審査ではこのことについては、議論はされていますけども、教育民生常任委員会の審査では一般会計の決算を可としてるんですよね。そのことをどう捉えておられるのかということのご説明をいただきたいと思います。お答えいただけますでしょうか。

（「教育民生の委員長も一言、言わないといけん」「いや、それは別にいいです」という者あり。）

○議長（杉谷 洋一君） いや、静かにしてください。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤議員。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 近藤議員のご質問ですけれども、ご自身はモーニングを問題視していたわけではないと、だけれども決算の時には不認定のほうで座っておられたというお話なのかなと思いましたがけれども、では、その時、本会議で行われた討論、賛成討論、反対討論、何人かの議員がされました。反対理由述べられましたか。述べておられませんよね。反対理由として挙げた主なものはやはりモーニングの購入、それから地区活動費の補助金の使途が問題があるかないか、主に2つだったと記憶している。それから道義的観点の根拠ですけれども、ご自身が先ほど仰っておられたように、個人的には、町長自分で買えよというふうに思ってるけど、問題ではないと。そこの部分が同義的な観点ではないのかなと。私は個人的にそんなもの自分で買えよと、思うものが含まれているから駄目だとししましたし、そうは言っても OK だという方もおられます。私はそれが根拠だと思っています

それとですね、教民の委員会の中で審査した結果はどう考えておられるかということですが、教育民生常任委員会の中の審査結果の報告は確かに決算審査については、認定とするものでしたが、それは委員会の結果であって全体のなかでそもそもはかって本会議で採決をして結果を出すのが、議会制というものだというふうに認識しておりますので、それは一つの結果だったのかなというふうに思っております。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（杉谷 洋一君） 10番 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 決算の反対討論のなかで、モーニングのことを取り上げられて反対だと言われた方もありましたが、その方が一体何人だったのでしょうか。

で、その反対でもう一つ、大きな理由として、補助金の不適切な支出ということがありました。私はどちらかというところらに軸足を置いておったわけで、全ての方が反対理由を述べられたわけではありません。

また、今回決算審査の特別委員会では附帯意見をつけそれを決議しておりますが、附帯決議のなかに、モーニングのことって一言も触れられてないんですよ。総論として、不適切な支出みたいなことは書いてありますけれど、不適切な支出の中には、モーニングが含まれているとは書いていない、議会の総意としては、総論として適正な支出を心がけなさいと言っていますが、モーニングのことについて議会の正式な書面としては書いてないわけです。

なので、議会の出している公的な書面に対しての執行部の回答にモーニングのことが直接触れられてなかったからと言って、そのことだけを取り上げて、問責決議を提出されるのは、いかがなものかと、それこそ他のさまざまな補助金の不適切な支出、そういったことを全体ひっくるめて昨年度の一般会計の決算は不認定だったわけで、なぜモーニングのことだけを取り上げて問責とされるか私はちょっと理解できないので、もう少し丁寧に説明をいただきたいと思いますし、それから、道義的な観点から問題視したと加藤さん断定されるわけですが、道義的な観点というのは非常にあいまいな表現だと思う。モーニングの対しての資質、これは違法な支出だったんでしょうか、あるいは行政上の必要な手続きを踏んでない支出だったんでしょうか。そのあたりのご見解をお尋ねします。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） まず全ての人間が反対したのか、どれだけの人間が反対したのか、そのことを根拠にですね、ということについてお答えしたいと思います。

逆に言えば、反対理由を明確に述べられなかった方は、じゃあ何を根拠にとかっていう部分を語るすべがありません。確かに反対された8人が全員モーニング購入について、

反対をされたかどうかは諮り知れないところだと思います。

しかし、結果が全てというのが議会制だと思っていますので、結果としてそういった理由を述べて、明確に述べた議員がいて、その結果、その意見に賛同される形で決算が不認定になったというふうに理解するしか方法がないと思います。

それと附帯決議に関してですけれども、近藤議員は少し誤解をされております。決算に伴って出された附帯決議というのは、決算審査特別委員会が決算を認定するという前提で、来年度、次年度の予算執行はこのようにしてくださいねというふうに出すのが附帯決議だというふうに思っております、というかそういうものだと思います。

それが反対の理由というものではありません。ですので、そもそも定例会で報告第17号のなかに附帯決議のなかにあったものを不認定の理由として取り上げられたこと自体が間違いだというふうに私は感じております。

それと違法なのかという話がありました。一般質問のなかで、町長は被服の貸与規定があるというふうにおっしゃいました。確かに大山町の職員に対する被服の貸与規定はございます。その中には町長は含まれていないというふうに思っています。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） ちょっと最後のほう、貸与規定のなかに、町長というのが含まれているかどうか、それだけの話で、それをもって違法だとは言いきれないと私は思います。

それですね、モーニングのことをもって議会として本当に問責決議を出すのが適当なのか、私は疑念に思いますが、平成29年3月の定例会で、前の町長の時でしたけれども、私は職員が公金をそれこそ不適切にそれこそ扱って、その後刑事事件におなるような問題を起こしたときに、町長、副町長が隠蔽ととられるような問題行為があったと、そのことに対して問責決議を出そうとしたときに、その時は日程にも取り上げてもらえなかったんですよ。犯罪に関わるようなことでの問責決議の上程すら許されなかった。その時に、上程を認めなかった一人ですよ、加藤さん、あなたもね。それから今回、賛同していられる大杖さんも大原さんも、その時上程にすら賛成されなかった。その時は犯罪に絡むような話での問責、で、提案を認めなかった人が今回のモーニングのことは犯罪でもなんでもないわけですよ。そのことについて、最終日、議員に対して十分な説明もせず理解も得られないまま、こういう決議案を出されるというのは、どうしても私は納得がいかない。その3年前に私の問責決議を取り上げられなかった理由とそれと今回とはいったい何が違うのか。少しちょっと説明してください。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 近藤議員は規程にあるからないから、ないからと言ってそれが即座に違法だとは言いきれないという主張をされますが、そうですか、皆さん。私は違うと思います。規定にないものは買えない、それが行政上のルールだというふうに思います。私たち議会はそういった法令や条例や規則、規定に基づいて支出をされているものかどうか、しっかり審査をしなければいけませんし、当然会計管理者はそれに基づいて疑義を唱えられたというふうに考えております。したがって違法だというふうに私は考えております。

それから平成 29 年度に近藤議員が動議で提出された案件がございました。その当時、日程に追加をすることの時点で、反対者が多くで結局日程には載りませんでした。私もその当時反対したけど、私自身反対しましたが、何故反対になったか、日程に取り上げられなかったか、他の議員の考えるところは知る由もないので、説明いたしかねます。

（「議長、発言を」という声あり）

○議長（杉谷 洋一君） ちょっと待ってください。町長、この場の発言はありませんのでまた、町長がいろんな形で説明されたりするのは私にご自由だと思います。そういうところでしていただけませんか。

（「事実と違うところがあります。」という声あり）

○議長（杉谷 洋一君） いやいやこれは今議会の場ですね、町長のその辺については、例えば、その町長が指摘もっておられる・・・

（「休憩」「休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（杉谷 洋一君） 休憩します。（午後 1 時 28 分休憩）

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。（午後 1 時 35 分再開）

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 先ほど私の話のなかに、被服の貸与規定には、大山町長は含まれていないというふうに申し上げましたが、大山町長も含むということのようですので、そこについては訂正をさせていただきたいと思います。

ただし、私の主張が悪かったのかもしれませんが、その貸与規定の中には、モーニングという具体的なものはございません。で、そういう意味で規定にはないというふう話をさせていただいたというふうにご理解いただきたいと思います。

もう一つ、会計管理者についての話ですが、会計管理者についても町長は明確な答弁をしていないじゃないかということについて誤りがあるのではないかということですけど、そこについて私が先ほど述べた説明では足りなかったのかなとふうに思います。

ただ、一般質問のなかで、私が会計管理者に答弁を求めていますという話をしたときに、会計管理者は手を挙げておられたのに、町長はふられませんでしたよね、そういっ

たことを含んでおるので、そこもご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） 提案者に対する反対の討論を許します。

○議員（10 番 近藤 大介君） このたびの問責決議案に対する反対討論を行います。

反対討論に入る前にですね、そもそもこういった問責決議が出るということ事態に竹口町長、全く責任がないわけではないと思います。その辺りはモーニング購入の是非も含めて大いに反省をしていただきたいと思います。ただ問責決議というのは非常に重たいものだと私は思います。それ相応のやはり町民の利益に相応しい問責の理由がなければ、議会として決議するには不十分だというふうに考えます。今回モーニングのことに限って町長の責任が大きいということで提案がされているわけですが、平成 30 年度の一般会計歳出歳入決算の認定についての議論のなかでは、モーニングのことだけのことさら大きく取り上げられたわけではありません。それ以外のことで、反対された方も多かったのではないかと私は思います。そういった誰がどういう理由で反対したのか、提案者は十分に調査することがなく、今回こういう決議案を出されています。

しかもですね、午前中の本会議のなかで、20 分間、通常とは異例の緊急だというふうに議長が言われましたけれども、議会運営委員会が開かれました。そこで、議会運営委員長が、委員長名でこの問責決議を出す提案されたんです。で、その 20 分間の緊急議会運営委員会では、議会運営委員長の強行採決で、議会運営委員会に問責決議を出すんだと。私は反対したんですよ。議会運営委員会ですらそういうことを提案する権限はないはずだと、私一人反対させてもらいました。ところが、数の、ある意味暴力でですね、議会運営委員長名で出すと一旦決まりました。ところがその後ですね、議会事務局が本当に議会運営委員名でこの決議案出していいかどうか、確認された結果、議会運営委員長名で出すのは不適切だということで、急遽、議会運営委員のメンバーであります加藤さんや、大杖さんや大原さんで提案されるよう案件なわけです。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員、その辺りはちょっと削除してもらえませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） いえ削除はしませんよ。

○議長（杉谷 洋一君） いやいや、それはあなたの自由なんだけど、やっぱり一つのルールのなかで皆さん聞いとるわけだから、そのぐらいのことは分別つけなさいよ。

○議員（10 番 近藤 大介君） 討論を続けます。いいですか、こういった町長の責任

をとるといような案件を私ね、今回のように個人の議員の方が提出される分には、全く問題がないと思いますよ。大いに出されたらいいと思う。でもね、今回はそれを議会運営委員長だとか、議会運営委員の権限を使って提出をされようとした。しかも全協で協議もしないままですよ。そういった経緯から出されてきた問責決議案だということをまず皆さんにご承知いただきたい。

そのことは、かつては警察沙汰になるような案件でも、問責決議の案さえ上程されなかったものが、モーニングのことでことさら今回決議をされようというのはいったいどういう思惑があるのか。私は町民の利益以外の思惑がそこにあるように感じてなりません。やはり我々が、問責で決議をするからには、町長のいったいどういうところが問題で、それが住民の利益にどう結びつくのか。冷静にしっかりと考えて判断して決議をしなければならぬと私は思います。

この、今回の決議案、先ほど初めてみたという方も多いんじゃないですか。軽々にこういうことを議場で判断すべきではないと思います。以上が反対する理由です。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（6番 大杖 正彦君） 議長、6番。

○議長（杉谷 洋一君） 6番 大杖議員

○議員（6番 大杖 正彦君） 私はこの問責決議案に賛成の立場で述べさせていただきます。

まず今回の提案であります主題となっておりますモーニング購入の件ですが、やはり先ほどから説明がありますように、例規なり規則にないもの、それは町長判断でということのできるということになれば、拡大解釈でいろんなことができる危険性が含まれている、そういうことも含めて、今回の各常任委員会、私の所属する常任委員会の所管箇所、聞き取り審査でもですね、やはり組織改革とか機構改革において、事業あるいはいろんな業務が、横の関係とか縦の関係も含めてなかなか困った問題も起きているということも聞いております。

これは、問責決議案とはプラスですね、不認定にした理由にもあるんですが、いずれにいたしましたも、今回の礼服モーニング購入については、コンプライアンスでどこまで違反してるかということもありますけど、そういう拡大解釈を含めた危険性があるということも含めてもっとコンプライアンスということについて重視した判断をしていただきたいと思うので、賛成の討論といたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に反対者の発言を許します。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長、7番。

○議長（杉谷 洋一君） 7番 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） 私は反対の立場で討論させていただきます。実際に今回

のモーニングのことに對しまして、ここまで議会在が揉めるようなことをした竹口町長は問題があったかなと思ひますが、先ほど申しましたが、ここの今回の問責決議の内容はですね、2つの点をはらんでおります。

それは先ほど言ひました、まず略礼服で良かったのか、モーニングで出席するべきだったのか、そこに議論がまずなく、モーニングを税金で買った、買わなかった、そのことが大きく取り上げられました。

教育民生常任委員会のなかで、いろいろと協議されて、中を聞きますと、そのところが1番問題でなかったかなと思ひています。税金で買うべきか、私費で買うべきか、その前に本当に考えなくてはいけないのは、そういった問題の前に、略礼服ではどうだったのか、そういったところの議論があれば、まずこの問題は買うべきか、買わないべきか、まずすっきりしたというふうに思ひますけれど、そういった議論がないまま、今この決議案の文面を見ますと、大枠はこうです。ということで、中がなかなか見えないところがあります。

私は今回の問責決議について、もう1点、違つた角度から言わせて言わせていただきます。実際に、この問責決議というのは、任意性をとつてる国会が、まず問題になるということです。

衆議院でいけば、問責決議というのはまずありません、不信任です。その点参議院は不信任がありませんから、問責決議というのがあります。そこにおいて、総理大臣に対して、もの事を戒めるというのが、問責決議が参議院で認めてるところです。

まあこういった一人制っていいですか、議会であるならば、なぜ問責されたんですか、不信任は出されなかったんですか、そういったところを考えた時に、皆さん方の心の中にはこれはいかにぞということは分かります。が、しかし本当にそれだけなんでしょうか。ただ単にこのモーニングを購入した、その使い方、その購入の仕方、その経緯、それが問題であるならば、とことんそういったところを議論しながら出すべきだったのではないかと思ひます。そういう意味から私はこの問責決議に対する結論につきましては、認めることはできないということをお願いして私の討論といたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。

○議長（杉谷 洋一君） 14番 野口議員。

○議員（14番 野口 俊明君） 基本的に私はこの問責に対する賛成の立場で討論するわけですが、先ほどどなたかも言われたように、ここの場に立つこと事態、私悲しいなと思ひております。

今、大変話題になっているこのモーニングの件、元を作つたのは私が反対討論をしたということで、議会のなかで大変な話になり、そしてまた「議員と語る会」のなかで、

各地区でそういう話がでてきたと。私は別に皆さんに議員と語る会の中でもあれでも、問題にして欲しいという問題ではなかったわけでありますが、住民の皆さんもそういう問題を提起されてきたということである。

私が一番問題にしたのは、基本的に買っちゃあいけないものか、買っていいものか、結局、裁判でもあって論争でもあってきちんとなっていれば結論が出ているんでしょうけど、今の執行部のなかの見解ではこういうことでできますよといういわゆる理解の仕方、でも私があれを出したのは、何故かと。私自身の議員としての経験のなかです、これはおかしいでないかと、いうことから調査をした。で西部の町村、県、鳥取県もまあもちろん県の知事秘書課にも、国のほうはどうなってるのかも含めて。その結果、あれは買っちゃあいけないものだと。公費では買っちゃあいけないものだという私は結論に達したんですから。それは私の気持ちだけでない、よそからそういうものを持って、私はここに反対討論に立つべく立場を決めたわけです。そういう状態のなかで、私としてはまさかここまでの大きなことに皆さんが町民を巻き込んでなるとは思っていなかったです。

ですけど、今この状況、そしてまた今回の否決に関してもですね、いろんな話もありましたが、確かに教育民生では可決、そしてまた全体の特別委員会でも可決でしたが。予算。ねっ、でもここの本会議で否決になっちゃった。そういう事ですね。ですから皆さんがいろいろ判断されて、私は今のモーニングについて他のことは少々は仕方がない面もあるという思いです。でもモーニングについては、私は許せんということで、反対討論に立ったわけです。そういうなかで今日のこの皆さんの討論、そして意見等も聞いたわけでありまして、町長も休憩時間にちょっと自分のあれも述べられました。

基本的に、私はその当時知りませんでしたけど、モーニングに反対したときに。この一般質問とか、その他の時に、会計管理者から反対だとこれは買えないということがあった、でも先ほど話があったように、ある理屈が、こっちでみたら買えるよということで町長がそっちを選んだということでありまして。町長の政治的な経験は、あの当時5年目、片や会計管理者の経験は40数年、その会計管理者がいけないよと言ったんだと。そういうことだと私はこの一般質問の時に理解いたしました。だから私も調査したなかで、私の政治経験のなかでもこれは駄目でないかという、本当に純粋な気持ちで反対討論して、他の皆さんの反対討論された人の意見で私は反対したわけでもないです。私は政治的な人間の政治家としての、一人の私としての気持ちのなかで、いい、悪い、許せることと許せないこと、私は今回のあれは、私にとっては町長の資質に欠けるなど、そういう思いがあったからです。他のことは全然私にとっては許せる問題でした。そういうようなことで、今回出されたなかで、町長はこの12月定例に出されたなかで、やっぱり議員の語る会にしてもいろんな今の住民の皆さんからいろんな情報を聞いておられる

なかにしても、結局 9 月がすんでこの 12 月までに、町長、執行部の皆さんにたくさんいろんなことが入っていると思う。だけど本当に一言も、コンプライアンスで片付けられた。私は本当に悲しい思いがしました。是非再度いろんなあれですけど、考えていただいて本当に大きな政治家になって欲しいと思っておるんです。

私はこの問題にここであれでは触れてもらいたくなかったけど、まあ本当にそういういろんな意見のなかで、この町長に対する問責決議案が出たんでないかなと思っております。昔の、前町長の時代に問責決議案をだしたら否決されたと。（「否決じゃない、上程されなかった」「静かにしてください」と呼ぶ者あり）そう、上程されなかった、そう、ということです。結局それは、もうその当時、警察との話が、起訴という話が出ていたからみんなそれでほとんどの人がそれに問責でなしに、今やってるんだと、そのことをということであったんでないかなという、私は個人的に理解してるわけですけど、とにかく基本的に一つ一つのいろんな問題があると思います。

だけど今回のこの件に対して、本当に私は町長の資質として、この 12 月の、次の定例会の時にはやっぱり一言、自分らはこうだということからこうできるということならそれを住民に分かるような方法でして欲しかった。でも、本当にそのことが今日の今日までなかった。そしたらこういう問責決議案が出たということだと思います。私はこれに関しては、もう今回は賛成という立場で討論をさせていただきました。終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（5 番 大原 広巳君） 議長、5 番。

○議長（杉谷 洋一君） 5 番 大原議員。

○議員（5 番 大原 広巳君） そうしますと、本議案に関して、私も賛成者ということで名を連ねております。

私、ちょうど 9 月の定例会の時に、教育民生常任委員会という立場にいました。で、この件が出たときに、もう少し詳しく事情を聞かせてくれということで事情を聴きました。で、委員会のなかでは、まあその時点で、町長はこれは公費じゃなくて私費で買うべきだということの議論までは委員会の中では進展しませんでした。それで教民で、本当はですね、もっとそこで今皆さんで議論しているようなところまで教民の中で議論ができたなら、教民のなかでもうちょっと具体的な提案なりができたかなというふうには思います。その点はですね、私今回ここまで引きずるような格好になったのは、教民の委員長としては申し訳なく思っております。ですが、元には戻りませんので、今どうするかということです。で、まあ、一般質問のなかでもこのことも取り上げられました。町長、3 年目でいろんなことをやっておられます。賛同することたくさんあります。

でもこの度、議員と語る会で皆さんの意見を聞いたらですね、そっちの政策の議論よりこの公費で買うか私費で買うかのことが議員と語る会でまあいきなり 30 分ぐらいそういう話になったりしました。で、私としては、町長もですし、副町長や総務課長にもこういう町民からの意見が出ているので、何とか対処せないけんでないかということは公式の場ではないですけども、出会ったとき、あるいはいろんな会に出会ったときに行ってきました。

で、僕としても 12 月の議会までには、町長がなんらかのこの問題についてですよ、何等かのことを公の場で言うんじゃないかなというふうに期待して待っていましたが、結果的にはそういうこともなく 12 月の定例会のなかでの 9 月の決算議案否決についての説明のなかでもそのことも触れられなかったのは、非常に残念です。僕は、町長がこういう問題という言い方は良くないかもしれませんが、やはりここはちゃんとけじめをつけて 3 月また、町長最後の予算案を出すわけですから、この問題はもう 12 月議会でけりつけていただきたいなというふうに思います。

僕は、誰がいい悪いという問題じゃないと思います。議会も承認して事業は推進してるわけですし、議会にも当然責任があります。町長、一人に責任を負わせるということではなくて、でも、今ここに及んではですね、やはり町長のもう決断でことを収めるしかもう方法がないというふうに私は思います。

是非とも議会の思いを組んでいただいて町長の英断を待ちたいというふうに思います。以上で賛成討論といたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（2 番 池田 幸恵君） 議長、2 番。

○議長（杉谷 洋一君） 2 番 池田議員。

○議員（2 番 池田 幸恵君） 2 番 池田です。反対の意見なんですけれども、もちろん加藤議員の意向、皆さんの意見、分かります。私も町長には、発言何かして欲しかったという気持ちは凄くあります。

で、先ほど、何故この場に立ったかという、決議案いただいたのはほんといさっきです。今まで、議員と語る会でよく出るのは、なんで議会は一つにならないのかと、よく町民の皆さんから声をいただきます。正にこういうことじゃないかと思います。やはり全協で皆さんで話し合いをして町長に対する思いをまとめて出す時は出す、そうすべきじゃなかったのかなと思って、野口議員と同じように私も悲しいと思いが膨まれながら聞いておりました。悲しいの意味が違うんですけども。で、元々は、事の発端は私なりの解釈なんですけど、予算の時点できちんと説明ができてあって、消耗品の中にモーターが含まれていますよと説明があれば、で、それをちゃんと委員会で、教育民生のほうで確認して全員場で話し合わればここまでもなかったような感じもします。

この度思うのは、予算も何もなく承認し、それがそのまま購入した後に大きな問題となってきてるなと感じております。で、今回、決算の時に教育民生という立場で審査させていただいたんですけれども、もちろん町長に問いました。購入と判断したのはと問いただしたところ、レンタルよりも安いと。レンタルよりも購入のほうが安いと。で、実際に明細として3年間借りた場合、購入した場合どちらが安いかというのを出していただきました。税金の無駄使いを無くそうというのには、最初、購入と聞いた時点は、私も正直言って、モーニング購入には反対でした。だけど、実際使ったお金、使うお金を聞いてみたときに、3年間ですとやはり10万を超える、いただいた明細だと13,4万ぐらい。で、実際購入した予算は8万、半分よりか少し多いんですけれども予算が抑えられたかなということで、教育民生のほうでも何回も町長、副町長来てもらったりして話を聞きました。

その時点では、教民皆さんで決をとって、した時点では1名を除く、反対者の挙手はなかったので委員会では賛成のほうで、皆さんの場で説明をさせていただきました経緯があります。

本当に、ここに立ったのは、本当に願うのは、議会がやっぱり一つにならないと大山町は良くなれないと思います。やはりこの場に出す前に、皆さんにもう1回話し合っ、きちんとしたこういう意見が割れる場じゃなく、まとめた形で町長に出せる形がとれなかったかなと再度、残念に思えてなりません。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 私は、この決議案に賛成の立場で話をさせていただきます。先ほど野口議員が否決の際に、説明をされた、それを聞きながら否決に回った一人でございます。モーニングの購入については、私自身、業務をしてきた関係で、グレーであるなと思っておりました。グレーというのは、基本的には、あまり良くないけど、無理すればできるなということでございます。

まあそれはともかく、結果として予算は否決になりました。先ほど大原議員が言われましたように、否決されてその後、問題点が何かということをおは一般質問で町長にお伺いしましたけれども、具体的なそういう回答はいただけませんでした。そういったところで、この決議案にあるように明確な回答もせずに進んで説明責任を果たそうという意志が感じられないと、私も同様に思いました。この説明責任というのはですね、町長が自分が思っておるから、これで話したら終わりなんだということではないと思います。町民の皆さん、議員の疑問を持っている皆さんに対して、納得がいただけるように話すというのが説明責任を果たすということになると思います。

そういう意味において町長の答弁は不足していたなと思います。そういうことで、今後しっかり答弁をしていただきたい、真摯に取り組んでいただきたいという意味で賛成に回りたいと思います。

今日の日本海新聞、広場の私の視点のところに非常にいい言葉がありましたので紹介をしたいと思います。これは当時、県政顧問をしておられたアシックスの鬼塚社長がですね、手紙で書かれた一文でございます。中国の古典を引用して、名リーダーになる条件として、知勇、兼備であらねばならぬとあるが、名君は知勇、兼備と言えども、一人では事は成しえない、成功するには人々の協力を得なければならず、5つの徳を堅持する必要があります。1つには謙虚、偉ぶらない、2つには寛容、心を広く人の言うことを聞く。3つには人徳、相手のことを思うおもいやり、4つ信用、うそを言わない、約束を守る。5つ勤勉、率先して働くの五徳を備えて名君という。いつか知事も、当時片山知事でしたけれども、智恵者から名君となるチャンスもあるだろう、時を待つのみと思うとあります。

町長は町民に非常に期待されている町長でございます。今後、こういったことを参考にながら、しっかり町政に取り組んで、いただきたいと思います。しっかりそういう意味で、一つのエポックとして、今回この決議案に賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（杉谷 洋一君） 11番 西尾議員。

○議員（11番 西尾 寿博君） 私は賛成と言いますか、これじゃあちょっとまずいなということでお話をしたいなと思っています。まずいということは、やっぱり賛成することでしょうね。

この議員必携、皆さん持っていますが、373ページから2ページにかけて決算審査が不認定とされることはどのようなことかというようなことが書いてあります。さらにじゃあなんでもかんでも不認定してもいいものかということで、逆に言うと328ページに書いてあります。そのようなことを鑑みて発言しますが、モーニングを買う、買わないというよりも、まずこの決算を不認定にしたという事だろうなと私は思っています。その時にですね、やっぱり疑義が感じられたものについては、しっかりと反省なり、あるいは措置をとる。なぜそれが大事なのか、これは簡単なことですよ。何故議会があるのかということを考えれば、もうすごく簡単、議会に対して責任を持たせればいいんですよ。私はそれが欠けたのかなと。議会の方に諮っていくということが、実は町民の代表である議会がウンと言ったんだからいいんですよ。それをウンと言ってないものにつ

いて、いや良かったんだよと、リースよりも安いんだよと、何を言ってるんかなど。それって議会という立場上、決めていく側が実はこの予算執行については、駄目だったんだよと言われてたら、例え 8 対 7 であろうが、これは、1 人転ぼうが例えば中にはどっちでもという方、実は私もそうですけど、思った方はいっぱいいたんだと思います。だから、委員会ではオッケーをとったり、本会議場は駄目だったりした案件だったと思います。

ところが、不認定とした時点で、もう既にここは、ああ申し訳ない、人間誰しも全てにおいてうまくいくぞなんてことはないと思うんですよ。だからこそ議会があって、議会に問いかける、例えば逆に 8 対 7 であっても 7 人ダメという方がおったんだな一と思えば、逆ですよ、これ通ったんですよ、もしかしたら。通ったとしても、7 人反対がいたとすれば、それは真摯に受け止めて、いやこの辺りでちょっと言われたんだと。ああこれはきっちりしようかなと私は思うべきだったとそのように思います。ほんとでね、私はね、皆さんの雰囲気的にもそこが問題だったんじゃないかなと私は思っています。モーニング買うにあたってはね、それはいいですけども、もう少し委員会でもんで欲しかったなと実は思いますし、逆に執行部側のきちっとした説明、それが返って執行部にとっては、議会に責任を持たしたということになろうかなと思っております。

それと先ほど言いましたが、議会に否決され分は、その分はやっぱり真摯にまずかったと思って報道してほしいと思うがために賛成討論とさせていただきました。終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから決議案第 4 号を採決します。お諮りします。

決議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

よって決議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（杉谷 洋一君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。令和元年第 9 回大山町議会定例会を閉会といたします。

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。
一同、礼。

午後 2 時 17 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 大森 正治

署名議員 野口 昌作